平成29年度 第1回 北区入札監視委員会 議事概要

開催日時	平成29年6月28日(水)午前10時~正午
開催場所	北区役所 第一庁舎3階 庁議室
出席委員	沼田 良委員長、高橋 達朗委員、大竹 雅訓委員
事務局	
議事概要	開会 1. 開会 2. 総務部長挨拶 3. 議事 (1) 平成28年度下半期 契約締結状況について (2) 平成28年度下半期 審議案件について (1)制限付一般競争入札(1件) ②希望制指名競争入札(1件) ③指名競争入札(3件) ④随意契約(特命随意契約)(3件) 4. その他 閉会
審議の対象とした期間	平成28年10月1日~平成29年3月31日 総件数483件、制限付一般競争入札10件、総合評価方式入札 1件、希望制指名競争入札202件、指名競争入札42件、随意契 約228件
報告資料	1. 入札契約方式別発注総括表 2. 入札契約方式別抽出案件一覧 3. 審議案件資料 4. 各報告事項
審議案件	合計 9件 「入札契約方式別抽出案件一覧」のとおり
主な 意見・ 質問・ 回答等	別紙のとおり
備考	

平成29年度 第1回 北区入札監視委員会 議事概要 別紙

- 1. 平成28年度下半期 契約締結状況について 事務局が平成28年度下半期の契約締結状況を報告。平均落札率は90.1%であった。
- 2. 平成28年度下半期 審議案件8件について 事務局が資料「入札契約方式別抽出案件一覧」、「審議案件資料」を報告し、 質疑を行った。
 - (1)制限付一般競争入札(1件)
 - ①「稲付中学校新築電気設備工事」

委員の主な意見・質問等

①について

入札参加事業者の格付け順位はどのように設定されるのか。本件制限付一般競入札参加候補者について事務局より説明があったが、Aランク業者の年間平均工事高、資本金額、職員数それぞれを上回るBランク業者が存在するのはなぜか。また、格付け順位設定の客観性は担保されているのか。

- ・ J V 構成について、資格要件は第一 構成員Aランク、第二構成員Aまたは Bランクと事務局より説明があった が、Aランク同士でJ V を結成する場 合において、第二構成員の順位が第一 構成員を上回る形でも問題ないか。
- ・入札の結果、参加3JVのうち、2 者辞退で、落札率99.91%と高いことは、一般区民目線からすると、事業者同士の話し合いがあったのではないかと外形的に見えてしまう懸念がある。

区の主な回答等

- ・上位業者の年間平均工事高等を上回る下位業者が存在するのは、格付け順位の審査において、国が実施する「経営事項審査」の客観点も含め総合的に決定されるためである。なお、格付け順位については、業者が入札参加資格申請を行う「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」において設定されており、客観性は担保されている。
- ・入札公告では、第二構成員は第一構成員の出資比率を上回ってはならないと規定されているが、仮に第二構成員の格付け順位が第一構成員より高くても問題はない。
- ・同日に別の中学校の設備関係の入札を実施し、落札率は約99%であった。 3JV参加し、辞退はなく全者応札している。電気設備工事に関する平成28年の他区の実施状況を調べてみたところ落札率は99.98%、98.7%など、予定価格に近い状況であった。

- ・辞退理由を明らかにしていただくよう本委員会では以前から要望している ところであるが、今回の辞退理由はど のようなものがあるか。
- ・ J V の第一構成委員となることが可能な区内業者 A ランク業者は 9 者で、入札が成立する最低入札参加者数は 3 J V であると事務局から説明があった。そのような状況で業者それぞれが 3 J V を構成するのは難しいのではないか。 J V 方式の採用の是非について 改めて検討すべきではないか。
- •1者については「監理技術者が不足」、 1者は「案件の規模が大きく積算に時間を要するため辞退する」との理由で 辞退している。
- ・東京都においても1者入札の問題を 懸念しており、JV発注要件を見直し、 単体での実施や、単体、JVの混合入 札の試行実施を検討しているとの情報 がある。その他の契約制度改正として、 都は予定価格の事前公表見直しも検討 している。今後、都の契約制度改革に ついて注視していく。

(2)希望制指名競争入札(1件)

②「稲付公園トイレ改修工事」

委員の主な意見・質問等

②について

本件入札への参加業者は9者であるが、1者のみ応札し、他8者すべて辞退となっている。辞退の理由はどういうものがあるか。こういう1者以外すべて辞退といった事例はよくあることなのか。

区の主な回答等

・辞退理由については、「都合により辞退」、「機器メーカーに問い合わせした結果、工期内に納入不可能」、「積算の結果予定価格内に収まらない」というものであった。

また、このように結果として1者の みの応札となった事例は、入札案件全 体からすると、それほど多くはない。

実務上、北区の場合、希望制指名競争入札で募集した結果、仮に1者しか応募がない場合には、入札参加有資格者の中から任意に業者を指名して補充し、改めて指名競争入札に切り替えて実施している。

なお、結果として1者のみの応札となった案件については、改めて調査の上、次回の本委員会で報告させていただきたいと考える。

・本件は通常の建築物内ではなく、公園内のトイレ改修であり、何らかの特殊な事情があったのか、あるいはこの公園へのアクセスがあまり良くなく、

施工上何らかの影響があるのか、もう 少し詳しく業者から事情を聞く必要が あると考える。

- (3)指名競争入札(3件)
- ③「浮間中学校仮校舎棟賃借」
- ④「緊急医療救護所用エアテントの購入」
- ⑤「石神井川水流発生装置関連施設工事」

委員の主な意見・質問等

③について

浮間中学校仮校舎棟の賃借ということであるが、浮間中学校が完成した後は、今回賃借した校舎はどうなるのか。事業者としては、賃借期間満了後、区が買い取ることを希望していると思われるがいかがか。

・落札率 67.9%と低いが、何か考えられる要因はあるか。

・受注者はあらゆる敷地でも対応できるような標準的な仕様を保有しているのか。短期間で対応するのは不可能ではないのか。

区の主な回答等

- ・本件は、浮間中学校の建て替えのため、旧西浮間小学校敷地内に浮間中学校の仮校舎を作るものである。 なお、 浮間中学校完成後は、仮校舎であることや、旧西浮間小学校跡地については、学校以外での利活用の方向で検討が進められていることから、賃借期間満了後は解体することとなってる。 ただし、異なる例として、滝野川もみじが学校においては、増築が必要な校舎をリースし、期間満了後、区が無償で譲り受けるという契約になっている。
- ・区の予算編成時に業者から下見積を 徴取した時点と、入札時の業者積算に 差が生じたこと、複数事業者に対し見 積もりを依頼するなどにより競争性 が高まったことなど、要因は複合的で あると考える。結果として1者入札と なったが、辞退理由は「技術者不足」、 「積算した結果採算が合わない」とい うことであった。なお、「指名通知を 受けてから入札日まで期間が短く、積 算できない」という業者もあった。
- プレハブなので、工場生産がかなり 多いと思われることから、工期の縮減 につながっていると考える。

- ・予定価格については、仮校舎を賃借 した場合と、区自らが建設した場合と を試算、比較の上積算しているのか。
- ・問題点は2つあり、一つは、落札率 67.9%でも採算が取れると落札者が 判断しているのであれば、おそらく他 社も同等の技術力があれば利益が出 る可能性があるにもかかわらず、なぜ 1者しか応札しなかったのか。二つ目 は、そもそも区が設定した予定価格が 適切であったかどうか、以上の検証が 必要と思われる。
- ・ 今回の案件に最低制限価格を設定しないのはなぜか。

・④について 落札率が100%であるが、どうい う経緯か説明願いたい。

- ・業者から見積もりを徴取するととも に、校舎の平米単価を参考にしながら 算出を行っている。
- ・リース会社がどのような資源を持っているかも影響していると思われる。 設計施工部門が自社にないリース会社の場合、ファイナンスには強いが、設計施工はメーカーに依頼することになるため、それなりに時間とコストを要することが考えられる。本件受注者については、設計から施工まで一貫して自社で対応可能であることが強みであったと考える。
- ・工事及び一部の委託案件については、受注者の人件費相当部分に影響を与えるおそれがあることから最低制限価格を設定している。物品購入や今回の賃借案件については、安価で高品質であることが望ましいことから、最低制限価格を設定せず入札を実施している。
- ・本件は、平成28年8月29日に希望制指名競争入札として入札参加者を募集し、希望者が1者のみのため3者追加し、同年9月20日に指名競争入札を実施した結果、全者予算超過で不調となったことを受け、改めて同年10月20日実施した入札の結果である。

⑤について

本件については、契約後、設計変更 があり、契約金額を増額する変更契約 があったと事務局より説明があった。 変更後の契約金額が、当初予定価格を 超過する結果となったが、何か特別に 予算措置はされているのか。 ・本件は石神井川のスカム防止を目的とする事業の一環であり、当該事業を実施するため確保しておいた予算を今回の変更契約による増額分に充てている。この案件のみでなく、他の案件においても、やむを得ない事情による契約後の設計変更が生じることが想定されることから、すべての案件について当初予定価格を超えるような契約変更はあり得る。

(4) 随意契約(特命随意契約)(3件)

- ⑥「番号法施行に伴う住民税システム改修業務委託」
- (7)「臨時福祉給付金(経済対策分)給付業務委託」
- ⑧「西ケ原東児童館指定管理者変更に伴う業務委託」

委員の主な意見・質問等

⑦について

臨時福祉給付金という公金の取扱いである以上、あくまでも公務であり、こうしたことまで委託して問題はないか。また、次の⑧の案件に関係することであるが、指定管理者の変更に伴う引き継ぎ業務委託に概ね500万円かかっている。指定管理やアウトソーシングは時代の流れではあるが、公務である以上、基本は公務員が担うべきだと考える

・臨時福祉給付金給付業務委託について、印刷業が主体の事業者が受注者であるが、問題はないか。

区の主な回答等

・区の職員数については、抑制することが求められている。このような中、 臨時福祉給付金給付業務については、 直営での実施が困難であることから 委託で実施している。

・受注者の称号名称に「印刷」とあり、 印刷業が中心の業者と言えるが、近 年、印刷業者は情報処理業務の分野に も進出してきており、受注者もこうし た分野も本業としているので問題は ないと考える。

®について

業者指定の適正さについては、業者 指定理由書により説明がなされてい るとおりで問題ないと考える。しか し、契約金額の適正性の検証について は、本委員会が行うのは困難であるも のの、何らかの関与が必要と思われる がいかがか。

- ・担当所管課は職員のみでなく、事業者との癒着や不正が生じないよう、あくまでも組織として対応していると理解してよろしいか
- ・契約金額の適正性が検証できるよう な何らかの資料があるといいと考え る。

- ・契約金額については、一義的には担当所管課が主体となって適正な積算に努めている。主に業務システム関係を所管する部署にヒアリングしたところ、事業者から徴取した見積もりを担当職員がチェックを行い、重複する作業内容があった場合には、業者に説明を求めて是正を図っている。また他区で既に実施している同種の案件について聞き取りの上、比較を行っている。
- ・職員単独ではなく、組織として対応している。
- ・契約金額については、担当所管課での確認が中心であり、契約管財課は担当所管課から提示を受けた予算額以下で契約手続きを進めていくことになる。契約金額の妥当性をどのようにチェックしていくかについては、庁内で検討課題にする考えで、検討後改めて報告いたしたい。

審議結果

- ・概ね全体として、適切に入札執行されていると認められる。
- ・結果として1者のみの応札となり、落札率が99%以上と高い案件がいくつかあった。一般区民目線からすると、事業者同士で話し合いをしているのではないかと疑念を持たれる懸念があり、区がこのような状況を放置しておくのは問題があると言わざるを得ない。入札である以上、実体のないような入札は入札とは言い難いので、参加事業者には是非とも競争していただくことを強く望みたい。入札監視委員会としても、もう少しこのような結果を注視していく必要性を感じる。
- ・区は、辞退理由をもう少し事業者から詳しく調査するとともに、入札制度の主旨(公平性、透明性、競争性)について繰り返し業者に対して普及啓発を継続していくべきではないか。辞退理由についても、今後、本委員会の資料として提供いただき、委員会における審議の結果、必要に応じ区は追加調査を行うことも検討いただきたい。

- ・ 今回選出された案件から、結果 1 者のみの応札となった事象に問題点は絞られてきていると感じる。どのように公正性、競争性を維持していけるか、制度自体の見直しも必要と思われる。
- ・予定価格を事前公表することにより、予定価格に近い価格で応札される可能性が高まるとともに、予定価格以下での受注が困難と判断した事業者が当初から辞退を選択するケースが増え、競争性が阻害され、適正な入札が行われないおそれがあることから、予定価格の事前公表を行わないことも一つの方法として検討すべきではないか。
- ・落札率が100%であった物品購入の指名競争入札案件について、この結果だけを見ると、落札者に情報が漏れているのではないかとの疑いを持たれるおそれがある。この様な結果はごくまれな事象と思われるが、今後重なるようであれば、区は何らかの形で調査することも検討する必要があると考える。
- ・随意契約の価格の適正性については、順次資料の提供をお願いしたい。
- ・契約金額の検証については、区民目線で見ておかしくないか、個別にしっかりとやっていくことが必要である。